

企業用資産の一般競争入札公告兼入札説明書

(令和7年9月2日付け公告分)

プロミティふちのべビル



入札参加申請期間

令和7年9月2日(火)から令和7年10月23日(木)まで

- 本説明書は、神奈川県企業庁が所有する「プロミティふちのべビル」の売却にかかる一般競争入札に関し必要な事項を記載したものです。入札に参加される方は、本説明書をよくお読みの上、参加してください。
- 本入札は、申請から入札まで郵送によって行います。
- 入札に参加を希望する場合は、事前に「企業用資産の一般競争入札参加申請書」を提出する必要があります。
- 入札に関する用紙は必ず16ページから23ページをコピーして使用してください。
なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、事前に企業局財務部会計課までお問い合わせください。

神奈川県企業庁
企業局財務部会計課
企業局財務部財産管理課

目 次

	ページ
1 入札物件	1
2 入札に参加することができない者	1
3 契約を締結することができない者	1
4 入札参加申請	1
5 入札に関する質問及び質問に対する回答	2
6 物件の現地見学会	2
7 個人情報等の取扱いについて	2
8 入札保証金	3
9 入札期限及び提出書類	3
10 入札書の注意事項	3
11 開札	4
12 入札の無効	4
13 落札者の決定	4
14 再度入札	5
15 契約の締結及び契約保証金	5
16 売買代金の支払方法	5
17 所有権の移転、費用負担	6
18 契約に付する条件	6
19 その他の注意事項	7
20 入札結果の公表	7
21 問い合わせ先等	8
物件調書	9
プロミティふちのべビル館内細則	12
企業用資産の一般競争入札参加申請書	16
プロミティふちのべビル現地見学会参加申込書	17
機密保持に関する誓約書	18
入札保証金還付請求書	19
入札書	20
神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書	21
くじ引きの方法について	24
記載例	25

1 入札物件

物 件 名 所 在 地 (地番)	予定価格 (円)	土地・建物の内訳 (参考金額)	
		土地 (円)	建物 (円)
プロミティふちのベビル 相模原市中央区鹿沼台一丁目 1989 番 1、1989 番 5	532, 500, 000	364, 416, 000	168, 084, 000

※ 物件の概要については、本説明書記載の物件調書（9～11ページ）をご覧ください。

※ 予定価格以上で最高の価格（税抜）をもって有効な入札をした申請者を落札候補者とします。

※ 土地・建物の内訳は参考金額となります。入札金額は、土地・建物の内訳も記載してください。

※ 建物にかかる消費税及び地方消費税は、上記には含まれていません。

※ 今後、上記の物件について、入札中止、内容変更をすることがあります。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

4 入札参加申請

入札に参加を希望する場合は、事前に「企業用資産の一般競争入札参加申請書」（16 ページ）を提出していただく必要があります。

- (1) 提出期間

令和7年9月2日（火）から令和7年10月23日（木）まで（必着）

- (2) 提出書類（提出部数 1 部）

「**企業用資産の一般競争入札参加申請書**」（以下「申請書」という。）（用紙は必ず本説明書の 16 ページをコピーして使用してください。）

申請者が連名の場合は、事前に 8 ページ 21（1）の問い合わせ先までお問い合わせください。

- (3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を 8 ページ 21（1）の提出場所に一般書留又は簡易書留にて郵送してください。

- (4) 参加申請後

申請を受け付けた場合は、8 ページ 21（1）の所属から、入札保証金にかかる納入通知書兼領収書を送付します。

- (5) 入札参加申請後の辞退

入札を辞退する場合は、入札期限までに辞退届（任意様式）を 8 ページ 21（1）の提出場所に

一般書留又は簡易書留にて郵送してください。

連名による入札参加申請後、一部の方のみの辞退は認められません。申請者全員の連名により辞退届（任意様式）を提出する必要があります。その他入札参加申請後の辞退に関しては、8ページ21（1）の問い合わせ先までお問い合わせください。

5 入札に関する質問及び質問に対する回答

本入札に関する質問は、質問者名、所在地、担当者名、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記入の上、電子メールにて8ページ21（2）の問い合わせ先に送信してください。（ただし、入札手続に関する質問は8ページ21（1）の問い合わせ先までお問い合わせください。）

なお、回答内容及びその他の内容修正等は、本説明書の追加・訂正として取り扱います。

（1） 受付期間

令和7年9月2日（火） 午前9時から**令和7年9月26日（金）** 午後5時まで

（2） 質問の受付に対する留意事項

個人情報及び機密情報にかかる質問は、原則として回答いたしかねます。また、質問内容を明確化するために、必要に応じて電話又は電子メールにて連絡する場合がありますので、責任担当者の連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記載するようお願いします。

（3） 質問に対する回答

質問に対する回答は8ページ21（2）に記載する所属のホームページに掲載します。ただし、回答にあたっては、質問者名は記載しません。

（4） 回答期限

令和7年10月17日（金）

6 物件の現地見学会

物件の現地見学会の参加を希望する場合は、**令和7年9月10日（水）**までに8ページ21（2）に記載する所属あてまでお申し込みください。

お申し込みは、「プロミティふちのべビル現地見学会参加申込書」（用紙は必ず本説明書17ページをコピーして使用してください。）を原則電子メールで添付し、送信後に必ず電話でメールの着信確認を行ってください。

ご案内は個別対応となり、開催日時は下記の時間帯を予定しておりますが、詳細はお申し込み受付後、調整します。なお、専有部の案内はいたしかねます。

開催予定日	候補予定時間帯			
	時間帯①	時間帯②	時間帯③	時間帯④
令和7年9月11日（木）	9：00～10：30	11：00～12：30	13：30～15：00	15：30～17：00
令和7年9月12日（金）	9：00～10：30	11：00～12：30	13：30～15：00	15：30～17：00

7 個人情報等の取扱いについて

個人情報及び機密情報にかかる物件資料（当該物件の現貸付先である一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス（以下「マスターリース契約者」といいます。）と企業庁が締結している定期建物賃貸

借契約書、不動産鑑定評価書、物件の収支状況に関する資料等）については、「機密保持に関する誓約書」（用紙は必ず本説明書 18 ページをコピーして使用してください。）を提出した後に、8 ページ 21（2）に記載する所属で情報開示します。ただし、複写又は持出しは不可とします。

8 入札保証金

入札保証金は予定価格の100分の5の金額を納めてください。入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりです。

（1） 8 ページ 21（1）の所属から送付する納入通知書兼領収書で、入札保証金を取扱金融機関に納付し、領収書の写しを入札書と一緒に入札期限までにご郵送ください。

（2） 入札保証金の還付請求は、「入札保証金還付請求書」を、入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。（用紙は必ず本説明書の19ページをコピーして使用してください。）

※ 落札者が納付した入札保証金は、申し出により契約保証金に充当することもできます。（「15 契約の締結及び契約保証金」参照）

※ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、企業庁に帰属することになります。

※ 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、企業庁が所定の手続を行った後に指定された口座へ振込みます（落札決定から3週間程度の日数を要します。）。

9 入札期限及び提出書類

入札をする場合は、入札期限までに8ページ21（1）の提出場所に以下の書類を一般書留又は簡易書留にて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

入札期限：令和7年11月14日（金）（必着）

提出書類	説明
入札書	用紙は必ず本説明書の20ページをコピーして使用してください。 <u>提出の際は、中封筒に封入して郵送してください（26ページも必ずご確認ください。）。</u>
入札保証金納付書の領収書の写し	別途送付する納入通知書兼領収書により納付した後、領収書の写しを郵送してください。原本は郵送しないでください。
入札保証金還付請求書	入札保証金を還付する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の19ページをコピーして使用してください。 入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。

10 入札書の注意事項

（1） 入札書（用紙は必ず本説明書の20ページをコピーして使用してください。）に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名（法人の場合は、法人名、代表者の役職及び代表者氏名）の上、必ず中封筒に封入してご郵送ください。

- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正はできません。
- (3) 理由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (4) 入札書には、土地・建物の総額及びそれぞれの内訳金額を記載してください。建物には消費税及び地方消費税がかかりますが、**入札書には税抜きの金額を記載**してください。
- (5) 申請者が連名の場合は、事前に8ページ 21 (1) の問い合わせ先までお問い合わせください。

11 開札

開札日時及び場所は次のとおりです。

入札期限までに郵送された入札書により開札を行いますので、申請者による立ち合いは不要です。

- (1) 日 時 **令和7年11月18日 (火)** 午前10時
- (2) 会 場 神奈川県庁新庁舎 10 階 企業庁A会議室 (住所 神奈川県横浜市中区日本大通1)

12 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者がした入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) **中封筒に封入されていない入札書を提出した入札**
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者の記名のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「¥」の記入がないものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札 (合計金額と土地と建物の合計金額が一致しない入札を含む。)
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上 (複数者による共同所有を希望する場合を除く。) の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (10) 申請者、代理人及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、本説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

13 落札者の決定

- (1) **企業庁の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申請者を落札候補者**とします。

ただし、最高額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きの方法については、本説明書24ページをご確認ください。

※ 落札候補者等は落札決定まで公表いたしませんので、ご承知おきください。

落札候補者には、落札候補者の決定を令和7年11月18日 (火) 15時までにご連絡します。

- (2) 落札候補者は、次のものを令和7年12月1日（月）までに、8ページ21（2）の提出場所に一般書留又は簡易書留にてご郵送ください。

ア 神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書

イ 履歴事項全部証明書（法人の場合（日本国内に商業登記がない外国法人の場合は、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文））又は住民票（個人の場合）

※ 神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書の用紙は、必ず本説明書の21ページをコピーして使用してください。

※ 提出書類は、開札日以後に発行されたものとしてください。

※ 期限までに書類の提出が無い場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- (3) 企業庁は警察本部に落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会します。その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定し、落札者に対して、落札決定通知を送送します。

なお、落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

- (4) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、企業庁の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続を進めますのでご承知おきください。

14 再度入札

再度入札は行いません。

15 契約の締結及び契約保証金

落札決定通知のあった日から**7日以内に別紙様式の「企業用資産売買契約書（案）」**により契約を締結しなければなりません。

なお、売買契約締結までに、売買代金の100分の10に相当する金額以上の「契約保証金」を企業庁の発行する納入通知書兼領収書により納付してください。その際、入札保証金を契約保証金に充当することができます。契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、企業庁に帰属することになります。

16 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法がありますので、いずれの方法によるかは落札決定後にお申し出ください。売買代金の支払方法については落札者に詳しく説明します。

- (1) 売買代金全額を納付する場合

売買契約締結後、企業庁の発行する納入通知書兼領収書により指定する期日までに、売買代金全額を納付してください。

※ 契約保証金のほか、売買代金全額をご用意いただくことになります。売買代金の完納を企業庁が確認した後速やかに契約保証金の還付手続を行います。

- (2) 売買代金の一部に契約保証金を充当する場合

売買契約締結時にお申し出いただくと、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。従いまして、契約締結後、企業庁の発行する納入通知書兼領収書により指定する期日までに売買代金と契約保証金との差額を納付いただきます。企業庁が納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当する手続を行います。手続の完了をもって、売買代金の完納となります。

※ 納付期限までに契約保証金との差額をご用意ください。

17 所有権の移転、費用負担

- (1) 売買代金を令和8年3月30日までに完納したときは、令和8年3月31日で企業庁から落札者に所有権が移転するものとします。
- (2) 土地にかかる所有権の移転登記並びに建物にかかる所有権保存登記及び移転登記は、物件の引渡し後に企業庁が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、物件の所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (4) 本物件の建物は表題登記のみのため、所有権保存登記をする必要があります。当該費用については落札者の負担となります。

18 契約に付する条件

- (1) 落札者は、マスターリース契約者が各テナント等との間で締結している賃貸借契約（転貸借契約）の内容を引継ぐものとします。駐車場等に関する賃貸借契約についても同様の取扱いとしてください。
- (2) 本物件は、現に入居中のテナント区画について、所有権移転の日から起算して3年以上、現在の用途を維持するものとします。
- (3) 落札者は、マスターリース契約者が令和8年3月30日までに引き受けた貸会議室の予約を引継ぐものとします。
- (4) 落札者は、各テナントからマスターリース契約者に差し入れられた敷金を引継ぐものとします。
- (5) 18(2)に定める期間中は、現行の「プロミティふちのべビル館内細則」（12ページ）を踏まえ、ビルの運営管理を適切に行ってください。また、地域環境の激変緩和に努め、建物内においては、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - 都市計画法、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、毒物及び劇物取締法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、土壤汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、その他関連法令に適合しない行為。
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定義される風俗営業又は第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業
 - その他法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれのある行為
- (6) 落札者は、ビルの運営管理及び賃貸借にかかる法令・条例等を遵守するとともに、所定の行政庁への届出・報告等を適切に行うものとします。
- (7) 契約金額（売買代金）は金<落札額と消費税及び地方消費税の合計額>円となります。

※ 消費税及び地方消費税は、入札書に記載された建物価格に10%を乗じた額とします。内訳の記載がない場合は、企業庁が鑑定依頼した不動産鑑定評価書の土地・建物の価格割合で按分した建物価格を計算基礎とします。

土地：落札額の68.4/100 建物：落札額の31.6/100

- (8) 18(1)から(6)までの各号に反したことにより、企業庁から請求を受けた場合には、契約金額(売買代金)の10分の1相当額を違約金として支払うこととなります。

19 その他の注意事項

- (1) 本物件は、地域振興を目的として建設したビルであり、売買後も周辺地域に与える影響を考慮することに努めてください。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。(添付・提示書類等が日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)
- (3) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員でのお申し込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。
- (4) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、原則、現状のまま物品類も含めての引渡しとなります。ただし、マスターリース契約者の備品は撤去あるいは清算することがあります。物件調書をご参照の上、必ず事前に現地の確認をしてください。
- なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (5) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (6) 地中埋設物調査は実施しておりません。物件調書や配布する関係資料に記載する以外の建物や構造物などの地中埋設物が発見され、土地利用に支障が生じても企業庁は契約不適合責任を負いません。
- (7) 上下水道設備、ガス設備等が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等について企業庁は対応いたしません。
- (8) 物件及び隣接地の外壁等について、地上及び地中にて境界を越えている場合、現状引渡しとなりますので、補修・移設・撤去・再築造及びその費用負担等について、企業庁は対応しません。
- (9) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者等にお問い合わせください。企業庁ではこれらについて対応いたしません。
- (10) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ・ガラ・碎石等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用等については、企業庁は対応いたしません。
- (11) 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (12) 建物は一部アスベストを含む建材の使用の可能性があります。通常使用することには問題はありませんが、修繕等を行う場合には関係法令に基づき適切に処理する必要があります。

20 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を21(2)に記載する所属ホームページにて

公開しますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

21 問い合わせ先等

- (1) 入札手続に関する問い合わせ先及び提出書類の提出場所

企業庁企業局財務部会計課出納グループ

住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎10階）

電 話：(045) 210-7047（直通）

- (2) 物件に関する問い合わせ先

企業庁企業局財務部財産管理課財産運用グループ

住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎10階）

電 話：(045) 210-7055（直通）

電子メールアドレス：kigyo-youchi.ry6y@pref.kanagawa.lg.jp

※上記メールアドレス末尾「.jp」の前は、「lg(エル ジー)」です。

物件調書（土地）

物 件 名	プロミティふちのベビル				
所 在	地 番	地目（登記簿）	地積（登記簿）		
相模原市中央区鹿沼台一丁目	1 9 8 9 番 1	宅 地	2, 448. 57㎡		
相模原市中央区鹿沼台一丁目	1 9 8 9 番 5	宅 地	1, 031. 58㎡		
合 計 2 筆			3, 480. 15㎡		
土地に関する測量図		地積測量図 令和 7 年 6 月 14 日付			
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	南西側：幅員約18m市道（相模淵野辺線） 南東側：幅員約 6 m市道（鹿沼台10号線） 北東側：幅員約 6 m市道（鹿沼台18号線） いずれも建築基準法第42条第 1 項第 1 号道路系統連続性は良好				
ア ク セ ス	J R 横浜線「淵野辺」駅の西方約280m				
画地条件	形状：南西側間口約63m、奥行約54m、長方形の三方路地 接面状況：前記道路に等高接面 境界確定：官民境界及び民境界確定済み。				
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	負担の 有 無	無	供 給 処 理 施 設 の 状 況	電 気	可
	負担の 内 容	無		上 水 道	可
				下 水 道	可
				都 市 ガ ス	可
参 考 事 項	○土地及び建物に付随する工作物、植栽等一切とともに売却します。 ○上水道は、北側にダクタイル鋳鉄管（φ100）が 1 本、東側にダクタイル鋳鉄管（φ150）が 1 本敷設されており、敷地内引込管として北側からダクタイル鋳鉄管（口径75mm）が接続しています。 ○下水道は、北側・東側・南側にヒューム管（φ250）が 1 本ずつ敷設されており、本管への取付け管として北側・南側に塩ビ管（φ150）が 1 本ずつ敷設されております。（すべて分流式で雨水管の埋設はありません。） ○ガス（都市ガス：東京ガス）は、東側の接面道路に本管（低圧200mm）が敷設されており、取出し管（供給管）の口径は150mmです。				

物件調書（建物）

物 件 名	プロミティふちのベビル		
所 在	相模原市中央区鹿沼台一丁目 1 9 8 9 番地 1、1 9 8 9 番地 5		
住居表示	相模原市中央区鹿沼台一丁目 9 番15号		
種 類	事務所、スポーツ施設、会館、駐車場	家屋番号	1 9 8 9 番 1
構 造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸・張力膜屋根地下 1 階付 7 階建		
床面積 (登記簿)	1 階	1,612.64㎡	
	2 階	1,745.66㎡	
	3 階	1,285.65㎡	
	4 階	1,129.87㎡	
	5 階	1,129.87㎡	
	6 階	1,129.87㎡	
	7 階	866.56㎡	
	地下 1 階	1,694.64㎡	
	合 計	10,594.76㎡	
建築面積	1870.68㎡	建築時期	平成 3 年 4 月 25 日新築
表題登記時期	令和 6 年 7 月 18 日 ※所有権保存登記はされていません。		
建築物等に関する事項	建築確認通知	平成元年 7 月 28 日付	用途 貸事務所、店舗、スポーツ施設
	検査済証	平成 3 年 4 月 26 日付	用途 事務所・スポーツ施設
【概 要】 ・建設費37億5,381万円（当時） ・事務所棟と低層棟は一体構造（1 階～3 階：鉄骨鉄筋コンクリート造、4 階以上：鉄骨造） ・用途 - 事務所棟地下 1 階 駐車場 2 階 貸会議室、管理事務所 3～7 階 貸事務室 - 低層棟 1 階 旧フィットネスクラブ 2 階 旧プール 3 階 旧ギャラリー ・駐車場 - 地下 機械式約60台、平面 1 台、E V 充電スペース 1 台 - 地上 約13台、身体障がい者用 2 台、コインパーキング12台、駐輪場約75台 ・貸事務室（令和 7 年 4 月 1 時点で満床） - 総面積4,861.46㎡、41区画 ・貸会議室 - A 会議室 42席 114㎡ - B 会議室 48席 124㎡ - C 会議室 8 席 25㎡ - D 会議室 10席 30㎡ - F 会議室 20席 91㎡ - 合 計 128席 384㎡ ・低層棟（令和 7 年 4 月 1 時点で空床） 1 階 1,058.45㎡ クラブ事務室、アスレチックジム、スタジオ、ロッカールーム、シャワールーム、サウナ等 2 階 777.77㎡ 温水プール（25m×6 コース）、ジャグジーバス、採暖室等 3 階 203.46㎡ 観覧席、多目的ルーム ・設備状況 a. 空調設備 1～2 階：ガス焚き吸収式冷温水器 3～7 階：空冷式ヒートポンプエアコン天井 b. 防災設備 - 自動火災警報器、非常用照明、誘導灯、連結送水管、非常用排煙装置、館内放送設備 等 c. 昇降設備 - 乗用エレベーター11人乗 2 基（90m/分） ・仕上概要 - 外壁：カーテンウォール（花崗岩張り） - 屋根：コンクリート仕上げ - 床：OAフロア＋タイルカーペット - 内壁：ビニールクロス 他 - 天井：化粧吸音板 他 - 巾木：ビニール			

物件調書（建物・その他）

石綿使用調査結果の記録の有無		石 綿 使 用 調 査 の 内 容			
■ 有 □ 無		○石綿使用調査の時期 平成28年 9 月 8 日 ○調査の実施機関 株式会社タツタ環境分析センター ○調査箇所（採取） 内壁（モルタル面、ALC板） ○定性分析結果 不検出			
石綿の含有の可能性のある箇所	部位	箇所	含有建材の使用面積	建材名	
	壁	便所(男女、身障者)、湯沸室 1 F	235.5㎡	化粧ケイ酸カルシウム板	
	天井	便所、湯沸室、シャワー室、洗眼場、ロッカー室、階段 E 等	375.0㎡	フレキシブルボード	
都市計画法・建築基準法・その他法令に基づく制限	区 域 区 分	都市計画区域/市街化区域		用途地域	近隣商業地域
	建 ぺ い 率	80%		容積率	300%
	建 物 の 高 さ 制 限	絶対高さ制限:無 道路斜線制限:有 北側斜線制限:無 隣地斜線制限:有			
	日影による中高層の建築物の高さの制限	規制対象：高さ10mを超える建築物 平均地盤面からの高さ：4 m 日影時間 ・敷地境界線から 5 m を超え10m以内：5 時間 ・敷地境界線から10mを超える：3 時間			
	文 化 財 保 護 法	埋蔵文化財包蔵地域：該当無		土壌汚染状況調査の実施の有無	無
	そ の 他 規 制	準防火地域、土地区画整理事業区域（相模原都市建設区画整理（軍都計画）施行済）、立地適正化計画（都市機能誘導区域内・居住誘導区域内）、商業地形成事業区域（淵野辺地区）、特定都市河川流域、景観計画区域（まちの地域）、屋外広告物許可地域（近隣商業系許可地域）、宅地造成等工事規制区域			
参 考 事 項	建物の建築および維持保全の状況に関する書類の保存の状況	検査済証			PDF(原本なし)
		適合する旨の通知書			PDF(原本なし)
		建築基準法第12条の規定による定期調査報告書（特定建築物）、定期検査報告書（昇降機等、建築設備、防火設備）			有
	自然災害・防災に関する情報	宅地造成等工事規制区域の該当			有
		土砂災害防止対策推進法における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の該当			無
		津波防災地域づくり法における津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の該当			無
		水害ハザードマップ（洪水、浸水（内水））の該当			無
○神奈川県企業庁と一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス（マスターリース契約者）とは、令和 8 年3月31日を期限とする定期建物賃貸借契約（土地及び建物）を締結しています。 ○入札公告時点で、各テナントとの転貸借契約は普通賃貸借契約となっております。 ○引渡し時点での現状有姿による売却となります。 ○設備は一部更新をしているものもありますが、老朽化しているものがあります。 ○建物内物品類については、原則現状（居抜き）での引渡しになります。 ○規制にかかる詳細は、相模原市等の関係機関にお問い合わせください。					

プロミティふちのベビル館内細則

この館内細則は、プロミティふちのベビルの賃貸借室を賃借される方にとって、建物管理上必要な規則になりますから、賃貸借室及び建物全般の使用につき、使用される方、その他関係の方にも周知徹底され、これを厳守して頂くようお願いします。

1 休 館 日

休館日は原則として年1日とし、その日にビル管理法に基づく電気設備精密点検を実施します。なお、休館日については1か月前までに通知します。

2 開館・閉館

(1) 開館 午前7時30分

(2) 閉館 午後10時 閉館中の出入りは1階通用口から願います。

3 エレベーター

(1) エレベーターは自動運転とし、乗用の際は定員を厳守して下さい。

(2) 貨物及び重量物を運ぶ場合は必ず当財団に申し出て、その承認を受けて下さい。

4 給 湯 室

(1) 給湯室は常時清潔にして、火気の始末と水道のコックの取り扱いに注意し、又、自己の専用物を放置しないで下さい。

(2) 茶殻は必ず備付けの容器に入れ、決して流しに直接捨てないで下さい。

5 洗面所・トイレ

(1) 洗面所及びトイレは清潔と衛生に注意し、**他人の迷惑となる行為**はしないで下さい。

(2) トイレは必ず備付けのペーパーを使用して下さい。又、たばこの吸殻、片布、固形のもの

等、故障の原因となるものを便器内に投入しないで下さい。

6 窓硝子清掃

外窓硝子は原則として2か月に1回当財団にて清掃します。

7 郵便

普通郵便物は1階集合郵便受に配達されます。

8 建物の保全

- (1) 建物及び付帯設備の保全には充分注意願います。
- (2) 建物及び付帯設備の破損又は故障を発見した場合は当財団にお知らせ願います。
- (3) 床は加重制限がありますから、金庫、移動ラック等重量物を設置する場合は予めお打合せ願います。
- (4) 造作の修繕及び模様替又は新設等すべて原状を変更する場合は予め当財団の承認をお受け願います。
- (5) 電気設備は法令により、すべて当財団電気主任技術者の保安全管理下に入りますので、電気機器の使用については日常取扱い者を定めて、取扱いに充分注意し、特定の電気機器は賃借人にて定期的に点検、手入れを行い、その結果を文書で提出願います。
- (6) 大型電気機器使用の場合は電気設備容量に制限がありますので、予めお打合せ願います。

9 一般使用上の注意

- (1) 事務室の扉に社名等を表示される場合は予め当財団の承認をお受け願います。
- (2) 窓硝子、共用部分壁等に諸表示の記入、貼り付け等はお断りします。
- (3) 廊下等共用部分に物品を放置すること、喧噪、臭気の発散、震動等周囲の迷惑となる行為はお断りします。
- (4) 他人名義の電話の架設はお断りします。
- (5) 爆発性のある物品、燃料用の物等危険なものの搬入及び使用はお断りします。
- (6) 動物の搬入、飼育並びに危険物の搬入、使用並びに廃棄はお断りします。
- (7) その他ビルの保全、安全、管理を害すること、その他ビルの管理上好ましくないと思われる行為はお断りします。

10 衛生清掃

- (1) 賃貸借室は賃借人自身で清掃願います。清掃を委託する場合は当財団の承認する業者を使

用願います。

- (2) 床は毎月手入れし、清潔を保ってください。
- (3) 紙屑等は地下1階塵芥処理室までお運び願います。

1 1 防犯警備

- (1) 館内は不特定多数の人が出入りしますから、平素より盗難予防には充分注意願います。
- (2) 盗難事故を発見した場合は直ちに警察署へ届けると共に当財団へもお知らせ願います。
- (3) 退室の場合は防犯点検のうえ確実に施錠願います。
- (4) 宿直はご遠慮願います。但し、必要上宿直される場合は予めお打合せ願います。
- (5) 賃貸借室の鍵、カードを紛失した場合は直ちに届け出願います。
- (6) 鍵、カードの追加は当財団へ申し出願います。
- (7) 室内又は廊下ロビー等で不審な物品を発見したときは直ちに当ビル管理室までお知らせ願います。

1 2 火災予防

- (1) 防火管理者及び防火責任者を定め、平素から火災予防には注意願います。万一、出火発見の際は、まず119番（消防署）へ通報のうえ、当財団へお知らせ願います。
- (2) 消火設備（消火せん等）、消火器、避難設備（避難階段、避難口等）は平素から設置場所、使用方法をご承知置き願います。なお、消火器、避難口、防火扉等消防用設備の周辺は消防活動に障害とならないよう注意願います。
- (3) 室内には必ず所定の数の消火器を備え付け願います。
- (4) たばこの吸殻は給湯室備え付けの専用容器にお捨て願います。
- (5) 危険物の館内持込みはお断りします。
- (6) 石油ストーブ、プロパンガス等の使用はお断りします。
- (7) 火の元は必ず点検のうえ退室願います。

1 3 非常通知先

非常の際の連絡先等は所定の用紙に記入し提出願います。なお記入事項に変更のある場合はその都度お知らせ願います。

1 4 係員の室内出入り

管理上必要な場合は予め承認を得ないで、当財団係員が賃貸借室に入ることがありますか

らご承知置き願います。その場合はあとからご連絡いたします。

1 5 館内細則の変更

法令の改正又は建物管理の必要上、その他の事由により本館内細則を変更する場合は予め
賃借人にご通知いたしますので、変更後の館内細則についても遵守願います。

なお、この館内細則は従業員の皆様にも徹底願います。

企業用資産の一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者	住所			
	(ふりがな) 氏名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)			
担当者・責任者	担当者氏名			
	電話		ファクシミリ	
	責任者氏名			
	電話		ファクシミリ	

※ 押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先（電話・ファクシミリの番号）を明記してください（同じ場合は「同上」と記載）。

企業用資産の一般競争入札（令和7年9月2日付け公告分）に参加したく、申請します。 なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (2) 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。 (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、企業用資産売買契約書(案)及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

【物件名】

プロミティふちのべビル

(注)

連名で入札の参加を申請する場合は、事前にお問い合わせください。

プロミティふちのべビル現地見学会参加申込書

令和 年 月 日

法人名			
所在地		〒 ー	
代表者氏名			
担 当 責 任 者	部署・役職		
	氏名		
	電話		
	電子メール		
参加希望日時		第1 希望日時： 第2 希望日時： 第3 希望日時：	
参 加 予 定 者		企業名・部署名・役職	氏名
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申 請 者 住 所

氏 名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担 当 者 氏 名

連 絡 先

責 任 者 氏 名

連 絡 先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

代 理 人 住 所

氏 名

私は、企業用資産の一般競争入札（令和7年9月2日付け公告分）に参加するにあたり、開示を受けた当該ビルの賃貸借契約書等にかかる機密情報の取扱いについて、以下のとおり誓約します。

第1条 本誓約書における機密情報とは、神奈川県企業庁から提供される資料及び口頭により開示された情報のうち、開示前から公知又は公用となっているものを除く全ての内容とします。

第2条 プロミティふちのベビル入札の目的以外に機密情報を利用しません。

第3条 機密情報について第三者に漏えいしません。

第4条 本誓約に違反し貴殿又は賃貸借契約の当事者に対し損害を与えた場合は、その損害について賠償します。

第5条 本誓約書に定める機密保持に関する義務について、当該入札手続終了後も引き続き負うものとします。

第6条 本誓約に定めのない事項等疑義が生じた場合は、貴殿と協議の上その解決にあたります。

個人情報及び機密情報にかかる物件資料については、本書が提出された後に、8ページ21（2）に記載する所属で情報開示します。

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申 請 者 住 所

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

金 _____ 円

ただし、企業用資産の一般競争入札（令和7年9月2日付け公告分）の「プロミティふちのベビル」の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

入札保証金還付時の振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫								支店
預 金 種 別	普通	当座	その他						
口座番号（右詰め）									
フリガナ									
口座名義人									

（注）

- ① 申請者が連名の場合は、事前にお問い合わせください。

入札書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者 住所

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

物件名	金 額											
プロミティふちのベビル	合計	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	うち土地											
	うち建物											

くじ引き指定本数 本

企業用資産の一般競争入札公告兼入札説明書（令和7年9月2日付け公告分）の記載内容を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）

- ① 必要な事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名の上、ご郵送ください。
- ② 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- ③ 入札する金額は消費税及び地方消費税抜きの金額です。
- ④ 契約金額（売買代金）は「落札額」と「建物にかかる消費税及び地方消費税（円未満切捨て）」の合計金額となります。
- ⑤ 理由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- ⑥ 申請者が連名の場合は、事前にお問い合わせください。
- ⑦ 最高入札額が同額の場合に使用する、くじ引き指定本数に1～9までの記入をしてください。記載がない場合は、1とみなします。くじ引きの方法については、24ページ記載のとおりです。

神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書

令和 年 月 日

今般、企業用資産の一般競争入札に参加するにあたっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条2号から5号までに該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県企業庁が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 入札参加物件

企業用資産の一般競争入札（令和7年9月2日付け公告分）の「プロミティふちのべビル」

2 申請者

住所

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

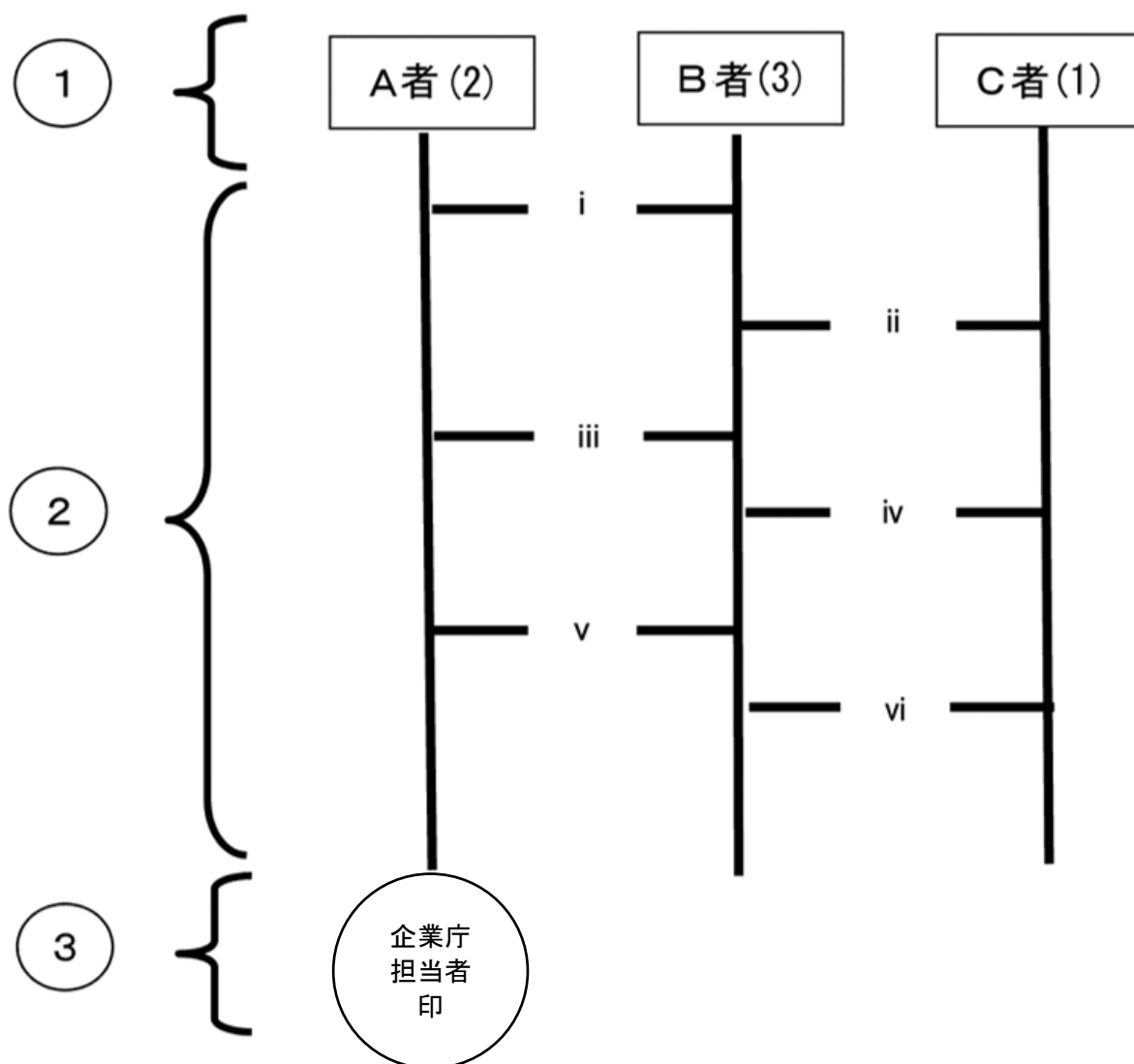
連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

(フリガナ) 代表者氏名	生年月日 (明治 M, 大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所

くじ引きの方法について

例) 3者同価の場合



- ① 上記例で、A者からC者の並びは入札書の提出が早い順に左から右へ並べます。
- ② くじ引きに参加する全者が指定した本数の合計がくじに引く横線の本数とします。(上記例では6本)。この線は上記例のように1本目がA者とB者の間(i)、2本目がB者とC者の間(ii)、3本目以降も同じ順番〔(iii)～(vi)〕で上から下へ交互に引いていきます。
- ③ 上記例のとおり、企業庁の担当者員の押印箇所(常に左の縦線下端)を引いた者を落札候補者とします。上記例ではA者です。

封筒の宛名記載例 (表面) 入札参加申請書提出

入札参加申請書

〒 2 3 1 8 5 8 8

横浜市中区日本大通 1

企業庁企業局財務部
会計課出納グループ
宛

切手

一般書留／簡易書留

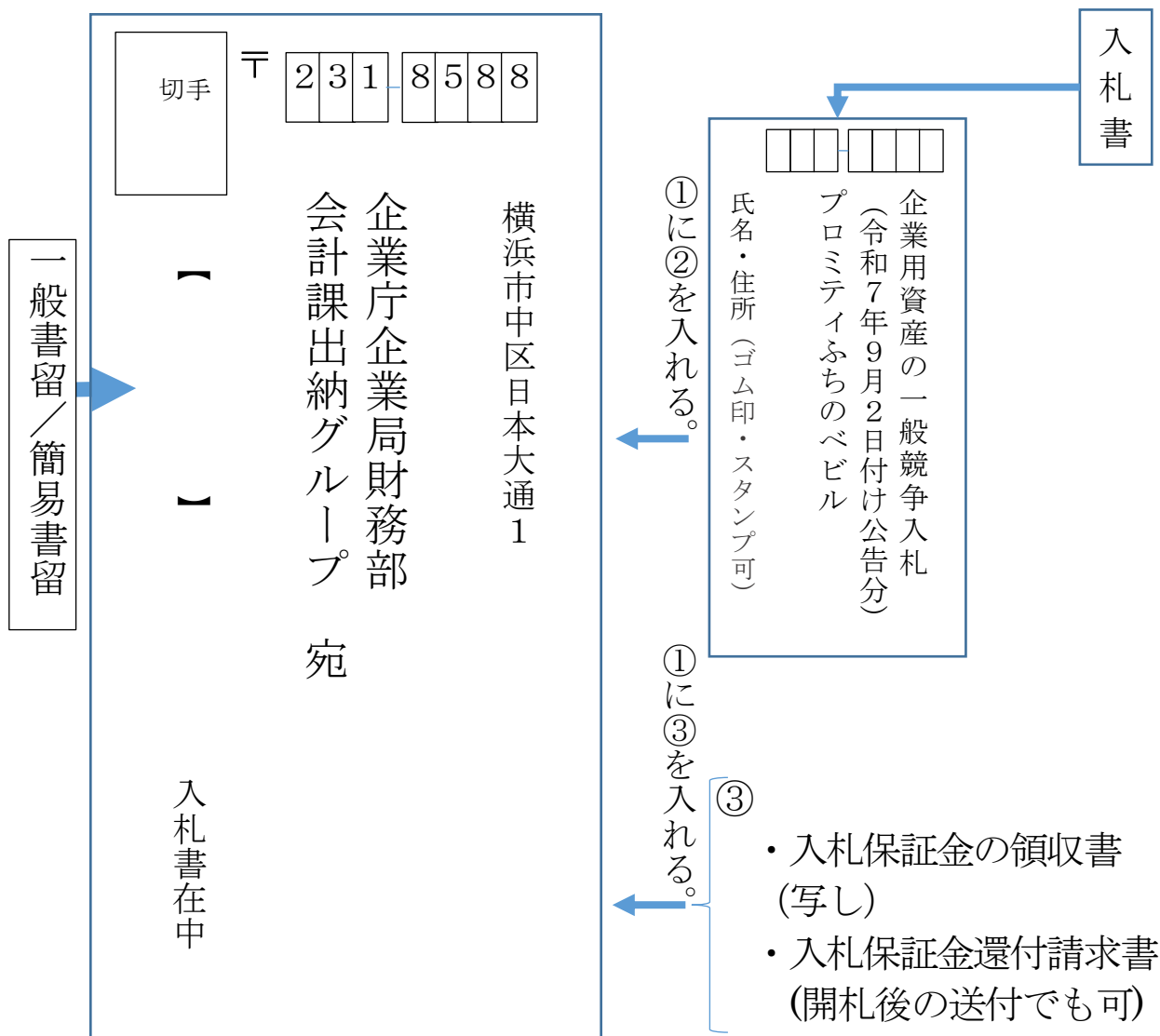
入札参加申請書在中

※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
※郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

封筒の宛名記載例 (表面) 入札書提出

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)



※①外封筒には、②中封筒、③入札保証金の領収書のコピー、入札保証金還付請求書（開札後の送付でも可）を入れてください。

※②中封筒には、入札書のみを入れて必ず封をしてください。

※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

入札書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者住所 神奈川県横浜市中区日本大通〇

企業用資産の一般競争入札参加申請書と同じ住所、氏名

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

株式会社〇〇 代表取締役〇〇 〇〇

担当者氏名 〇〇 △△

連絡先 090-〇〇-〇〇

責任者氏名 〇〇 ××

連絡先 090-〇〇-〇〇

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

物件名	金 額											
	合計	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
プロミティふちのベビル												
	うち土地											
	うち建物											

くじ引き指定本数 本

企業用資産の一般競争入札（令和7年9月2日付け公告分）の記載内容を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）

- ① 必要な事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名の上、ご郵送ください。
- ② 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- ③ 入札する金額は消費税及び地方消費税抜きの金額です。
- ④ 契約金額（売買代金）は「落札額」と「建物にかかる消費税及び地方消費税（円未満切捨て）」の合計金額となります。
- ⑤ 理由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- ⑥ 申請者が連名の場合は、事前にお問い合わせください。
- ⑦ 最高入札額が同額の場合に使用する、くじ引き指定本数に1～9までの記入をしてください。記載がない場合は、1とみなします。くじ引きの方法については、24ページ記載のとおりです。